

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	30
総務県民生活	31
環境農林	32
福祉保健医療	33
産業労働企業	33
県土都市整備	34
文教	35
警察危機管理防災	36
特別委員会	
決算	37
自然再生・循環社会対策	38
地方創生・行財政改革	38
公社事業対策	39
少子・高齢福祉社会対策	40
経済・雇用対策	40
危機管理・大規模災害対策	41
人材育成・文化・スポーツ振興	42

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第125号議案について、「権限移譲に関する市町村の課題の把握や意向確認はどのように行っているか。また、DXの推進により、移譲対象事務の中には県が行った方が効率的な事務が出てくると思うが、移譲対象事務をどのように整理しているのか」との質疑に対し、「年度当初に、市町村向けの説明会を開催し、移譲対象事務の概要や手続を説明している。7月から8月に、全市町村と個別に意見交換を実施し、市町村の意見や要望、課題の把握に努めている。その後10月に、権限移譲について文書による協議を行い、市町村長の同意を得ている。また、今後DXが進展した場合、県が行った方が効率的な事務と市町村が行った方が効率的な事務について、担当課と協議を進め整理していく」との答弁がありました。

次に、第130号議案について、「宝くじの1人当たりの購入価格について、好調な都道府県と低調な都道府県の差をどのように分析しているのか。また、人気アニメワンピースのスクラッチが販売されている。著作権等の経費もあると思うが、この企画は若者に訴求し、売上げに貢献したのか」との質疑に対し、「令和4年度の実績では、沖縄県が1番多く、1人当たりの購入額が9,990円であり、本県は5,788円で41番目であった。同じ都市部でも東京都は7,512円、大阪府は7,492円であり、特に都市部と地方での明確な違いはない。また、企画については、全国自治宝くじ事務協議会が直接事務を行っており、若者の購入データは把握していないが、著作権などで経費が

上乘せされることは考えられるため、必要に応じて協議会へ問題意識を伝えていく」との答弁がありました。

次に、第147号議案について、「この補正予算案が議決されると原油価格と物価高騰対策に充当可能な財源はどの程度となるのか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち地方単独事業分の残高約6億円、新型コロナウイルス感染症対策推進基金の残高約53億円、財源調整のための基金の残高が、交付税の精算措置分及び退職手当分を除き、約219億円、繰越金の残高が約230億円あり、これらを合計すると約510億円である」との答弁がありました。

このほか、第141号議案についても活発な論議がなされ、第121号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



副委員長 小川直志

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案7件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第147号議案について、「今回の私立学校運営費補助は5月臨時会において議決された補助とどう違うのか。また、補助額は光熱費等の高騰分の6か月相当分として、高压電力代14.3%、その他4.7%と定めているが、どのように算出したのか」との質疑に対し、「私立学校の運営

継続を図る趣旨や補助のスキーム自体は同様である。ただし、今回は補助額算出のために物価を比較した期間が異なる。前回は、国の物価上昇対策の開始以前の令和3年8月から令和4年1月の6か月をベースとし、例えば高压電力は令和5年2月から3月の2か月間の平均価格と比較していた。今回は、令和5年5月から10月の直近6か月の平均価格と比較し、得られた物価上昇率を元に補助額を算定している」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第131号議案について、「埼玉県県民活動総合センターの指定管理者の選定について、今回、初めて公募を行ったが応募は1者のみであった。審査結果を見ると、評価点は満点に対し69.8%にとどまる。この結果の妥当性についてどう考えているのか。また、審査の際に評価点が低かった項目は、今後も事業者の更なる工夫を引き出すよう県から働き掛けるなどの議論は行っているのか」との質疑に対し、「県の指定管理者制度導入の手續に係る基本方針では、最低基準点を6割以上と定めているが、事業者において、まだまだ工夫する余地は大きいと考えている。今後、指定管理を行うに当たり、今回の提案内容にとどまらない新たな創意工夫をしてもらえよう求めていきたい」との答弁がありました。

このほか、第121号議案、第126号議案、第127号議案、第142号議案、及び第143号議案についても、活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案7件について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第10号につきましては、請願者1,646名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「本県の私学助成制度における父母負担軽減補助は全国でも最高の水準にあり、運営費補助と合算すると国の標準額を上回っている。厳しい財政状況に鑑み、限られた財源を有効活用するため、経済環境や社会情勢を踏まえ、重点化や配分を考慮すべきであり、単に拡充することを求める本請願には賛成

できない」等の意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「屋内50メートル水泳場及びスポーツ科学拠点施設について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



副委員長 安藤友貴

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、環境部関係では、第129号議案について、「岩手県は原子力損害賠償紛争解決センター、通称ADRセンターと3回目の和解申立てで和解し、千葉県は3回目の和解を申立て申請中だが、まだ和解に至っていない。そのような中、本県がADRセンターからの和解案を1回目の申立てで受け入れることに疑問の声が上がっているが、県の見解はどうか」との質疑に対し、「県の申立てに対して、ADRセンターと県、東京電力との間で意見照会と回答、書類提出などのやりとりを行い、その結果を踏まえてADRセンターが最も妥当と判断した和解案が示される。そのため、対象が同じ申立てについて、和解案が何回も示されるものではない。岩手県では、年度別に異なる対象について3回に分けて申立てをし、ADRセンターから和解案が示され、それぞれ1回で受諾し、和解契約を締結している。千葉県も同様に、3回に分けて申立てをし、このうち第1回分、第2回分の申立てについて、それぞれ1回で和解案を受諾し、和解契約を締結している。本県でも、

年度別に3回に分けてADRセンターに申立てを行っている。今回は、平成22年度から23年度の第1回分の申立てについて、ADRセンターから示された和解案に基づき、和解するものである」との答弁がありました。

次に、農林部関係では、第147号議案について、「県産農産物販売促進特別対策事業は、どれくらいの規模で実施するのか。また、昨年度も同規模の事業を実施している。米の生産者ではなく、直売所や量販店等のいわゆる出口部分に対する補助であるが、生産者にどのような効果があったか数値化しているのか」との質疑に対し、「参加店舗数は、約200の直売所と約1,900の量販店で、昨年度と比較し約300増加する見込みである。生産者の収入面での効果については数値化していないが、昨年度、キャンペーン終了後も県産米を取り扱うよう事業者へ依頼した結果、県産米の常設販売を行っている店舗が約180増加した。また、県政サポーターアンケートによると、『彩のかがやき』の認知度は、令和2年度の57.6%から令和4年度の64.1%に上昇し、『彩のきずな』の認知度も、令和2年度の27.7%から令和4年度の30.2%に上昇している」との答弁がありました。

このほか、第121号議案についても活発な論議がなされ、第134号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、農林部から、「埼玉県農林公社経営改革プランの見直し—分取林事業を中心として—」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 柿沼貴志



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第132号議案について、「指定管理者の選定理由に民間施設に先駆けた取組を行うとあるが、具体的にどのようなものか」との質疑に対し、「児童の自立支援について、地元企業と連携した入所児童の社会性を養う取組や、就職を希望する児童に対して、採用する側の目線に立った個別の支援を行う取組がある。また、大学への進学を希望する児童に対して、地元の学習塾と連携した学習支援を行う取組のほか、入学金などの経済的援助として、最大50万円を支給する取組などがある」との答弁がありました。

次に、第147号議案について、「障害児のプライバシー保護や支援体制の整備について、障害児通所支援事業所にパーテーションや簡易更衣室などを導入するということが、死角が生じることで逆に性被害が発生する懸念がある。どのような対策を考えているのか」との質疑に対し、「パーテーションなどは、必要とされる設備の基準に入っていないため、利用の仕方については、補助をする段階で、事業所内の見通しの良さとプライバシー保護の両立を図っていくよう、事業者にしつかりと説明していく」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第141号議案について、「人事委員会勧告を踏まえての改定ということだが、増額補正の対象となるのは給与改定のみか」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症5類移行後に、見込んでいなかった業務等に係る時間外勤務手当についても、不足が見込まれる分の増額補

正を行っている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、保健医療部から「順天堂大学附属病院整備の進捗状況について」及び「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）の概要」についての報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 逢澤圭一郎



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案6件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第147号議案について、「燃料価格高騰の影響を緩和するためのトラック運送事業者への支援について、いつから申込みを開始する予定なのか。また、他県でも同様の支援や補助を行っているのか」との質疑に対し、「申請事務については、申請・審査システムの構築等に時間を要するため3月中旬を見込んでいるが、できる限り早く受付を開始したい。また、補助額は東京都や神奈川県、千葉県よりやや低い近い額であり、栃木県や群馬県よりも高額である」との答弁がありました。

また、「昨年度と比較して、貨物自動車と貨物軽自動車への補助額が減額となっている理由は何か」との質疑に対し、「燃料価格が高い水準で推移する中でコスト増に対応するためには、価格転嫁を進めることが重要だと考えている。中小企業庁の調査で

は、トラック運送事業者のコスト増に対する価格転嫁率はこの半年間で上昇しており、一定程度改善が見られるためである」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第124号議案について、「造成計画の変更で、総事業費が大幅な増額となっているが、それに見合う分譲価格の増加は見込めるのか」との質疑に対し、「大幅な地価の上昇が見込まれるため、当初は1億8,000万円の黒字となる見込みだったが、17億4,000万円の黒字となる見込みである」との答弁がありました。

このほか、第133号議案についても活発な論議がなされ、第122号議案、第123号議案及び第144号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案6件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第12号につきましても、不採択とすべきとの立場から、「所得税法では、第57条で事業に従事する配偶者や親族がある場合の必要経費の特例を定めており、不合理なものとは言えない。また、税制改正は、国政の場において様々な視点から幅広い議論と検討がなされるべきである」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「埼玉県市町村税務協議会も所得税法第56条の見直しを求める要望事項を国へ提出している。女性の社会進出や活躍のためにも、国へ働き掛けるべきである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

副委員長 橋 詰 昌 児



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案8件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第121号議案について、「いわゆるゼロ債務負担行為を設定することによって、どのような効果があるのか」との質疑に対し、「今回の設定により、第一四半期の工事量の確保が可能となり、施工時期の平準化に寄与する。来年度においても、県土整備部発注工事における、平準化率の目標である90%以上を達成する計画を立てることができている。また、繰越しの抑制にも資する効果が期待できる」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第135号議案について、「さいたまスーパーアリーナの次期指定管理期間において予定される改修に伴う対応について、事業者からどのような提案があったのか」との質疑に対し、「改修による最大18か月の休館について、工期を少しでも短縮できるよう協力していきたいとの提案があった。また、休館中は周辺の店舗や交通、宿泊などへの影響もあるため、スーパーアリーナでのイベントに代わる自主事業等を実施し、にぎわいを創出したいとの提案があった」との答弁がありました。

次に、下水道局関係では、第139号議案及び第140号議案について、「流域下水道の維持管理に要する経費について、全ての関係市町から同意を得たとのことだが、どのような調整をしてきたのか」との質疑に対し、「荒川左岸北部流域の関係5市及び利根川右岸流域の関係4市町とも、6月頃までには改定に係る具体的な算定数値を示し協議を開始した。関係市町との会議で説明をしたほか、個別に市町を訪問するなど、何度も意見交換を重ね理解を得た」との答弁がありました。

このほか、第136号議案及び第137号議案についても活発な論議がなされ、第141号議案及び第145号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案8件について採決いたしましたところ

ろ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「埼玉県住宅供給公社でパワハラがあったとされる新聞報道について」、外郭団体で起きた事案に対する県の対応などの質問が行われました。

なお、当面する行政課題として、県土整備部から「一級河川笹目川における河川整備計画の変更（関係住民への意見聴取）について」及び「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトについて」、都市整備部から「都市計画公園の見直しについて」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告

副委員長 宮 崎 吾 一



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第138号議案について、「今後、指定管理者の選定において、県内本店所在を応募要件とすることや加点することについて検討しないのか」との質疑に対し、「今後の選定に向けては、県内企業への配慮についても、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

このほか、第121号議案及び第146号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

まず、議請第9号につきましては、請願者3,772

名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「教育予算の確保や教職員の増員など、必要な取組の推進や国への働き掛けなど、適切な対応が既に実施されていることが認められる。また、給食費の無償化については、地域や学校の実情に応じた取扱いがある中で、一律無償化することは、財源の確保や公平性、柔軟性の観点から慎重な判断が必要である」等の意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「児童生徒の不登校やいじめが過去最多である現状を踏まえ、教職員が一人一人の子供に寄り添う少人数学級が求められる。また、物価高騰が続く中、教育費の保護者負担軽減は、子育て世代の切実な願いである。さらに、特別支援学校の教室不足、過密解消も喫緊の課題である。いずれも早期に解決することが求められる」との意見が出されました。

さらに、趣旨採択すべきとの立場から、「教育予算の増額は必要である。必要な対策は講じられているものの、教職員の未配置・未補充の解消、教職員の増員、特別支援学校の過密解消などについては、早期に解決すべき課題と考える。しかし、請願者が掲げる全ての施策を実現するのは、財政上の観点から現実的とは言えない」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第11号につきましては、不採択とすべきとの立場から、「特別支援学校における必要な教育環境の整備を計画的に推進するため、令和元年度以降、国に対して一層の財政的支援制度の充実について働き掛けを行っており、順次対応が実施されていることが認められる」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から、「特別支援学校の教室不足は深刻である。埼玉県特別支援教育推進計画等が策定され、対策が進められているが、在籍する児童生徒の増加に追いついていない。1日も早く解決することが求められている」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県立特別支援学校の整備の進捗状況について」質問が行われました。

その中で、「埼玉県特別支援教育推進計画は令和6年度までとなっているが、令和7年度以降も引き続き計画を策定し、知的障害特別支援学校の過密対策を着実に進めていく必要があると考えるが、どうか」との質問に対し、「現在も児童生徒数の増加は続いており、今後の推移などを踏まえ、令和7年度以降についても計画の策定など、過密対策について、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 深谷 顕史



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第128号議案について、「液化石油ガス法に基づく貯蔵施設等の完成検査は昨年度何件実施されたのか。また、今回の手数料条例の改正により検査対象となる県内の事業所数及び、今回創設された認定高度保安実施者制度の対象となり得る事業所数はいくつか」との質疑に対し、「昨年度は4件の検査を行った。県内の対象事業所数は453あり、このうち今回創設された制度の対象となり得る事業所はない」との答弁がありました。

次に、第147号議案について、「液化石油ガス価格高騰対策支援事業について申請していない事業者があると聞くが、支援は全県民に届いているのか。また、支援の状況と、今後の対策について伺う」との質疑に対し、「99.3%の県民に支援が届いたと試算している。約50社の小規模事業者等については事務負担が大きく協力いただけていないが、今回の補正での補助においては前回と同様に34,000円の事務手数料と新たに顧客1件当たり50円の加算を設けた。

また、申請や実績報告に使用する様式についても事務負担軽減が図られるようにしていく」との答弁がありました。

このほか、第141号議案についても活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第128号議案に反対の立場から、「高圧ガス保安法の一部改正により保安活動そのものを事業者任せにすることになり、労働者や地域住民の生命、財産、安全の確保に重大な危険をもたらすことになり得ることから、法に基づき、条例を改正し、準備を進める提案には賛同できない」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採択いたしましたところ、第128号議案については多数をもって、第141号議案及び第147号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「消防学校の在り方と将来ビジョン」及び「外国人犯罪の現状と対策」について質問が行われました。

その中で、「消防学校の施設や寮について、建替えや改修等をどのように考えているのか」との質問に対し、「建物の耐震性能などについては問題ないが、年数が経っているため、設備面で様々な課題がある。令和4年度から県内消防本部職員を中心とした消防学校あり方検討部会を設置し、今年度中に取りまとめられるよう論議を重ねているところであり、県としてもその結果を踏まえ対応を検討していきたい。また、寮については、今後、職員採用数の増加、中でも特に女性職員の採用数の増加などにより現状では対応できない可能性があることから、DX化などによる教育の在り方も踏まえ検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「外国人の犯罪により不安や恐怖を感じる住民も多くいるという声を聞く。対応には県警察だけでなく、市、県、出入国在留管理庁などとの連携が必要と考えるが、どのように連携しているのか」との質問に対し、「関係する自治体や行政機関と情報共有、連携を図るとともに、出入国在留管理庁や警察庁も参加する情報共有連絡会議の開催や合同パトロールの実施など、相互に連携した各種警察活動を推進している。多文化共生社会の実現に向けた各

種施策により外国人との共生を図る観点を含め、関係行政機関、住民団体、企業などと協調しながら、各種警察活動について積極的に推進していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「埼玉県防災航空隊の緊急運航業務に係る手数料額の見直しについて」及び「埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

決 算 特別委員長報告

委員長 藤 井 健 志



決算特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会において審査してまいりました案件は、去る9月定例会に提出され、閉会中の継続審査となっておりました、第106号議案「令和4年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第107号議案「令和4年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に対し、決算書などに基づき詳細な説明を求めるとともに、必要な資料を要求いたしました。

その上で、予算の執行が、関係法令に沿って、適正かつ効率的に行われたかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどのように貢献したか、などの視点から慎重に審査を行いました。

審査の過程では、県政全般について活発な質疑が行われました。

以下、主なものについて簡潔に御報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計決算では、県税における電子決済の利用率、県と市町村の人事交流、私立学校の運営費補助金の状況、SNSを活用した県政の広報、消防指令の共同運用、家庭・企業への省

エネ・再エネ設備の導入支援、プラチナ・サポート・ショップ事業の周知、ジェネリック医薬品の使用促進、企業の海外展開への支援、農林水産業振興基本計画の指標、排水機場の老朽化対策、こども動物自然公園の収支状況、保護者向けLGBTQ啓発動画の活用、高齢者の交通安全意識の向上などについて質疑がありました。

次に、公営企業会計決算では、工業用水道の施設利用率、下水道資源を活用した発電の状況などについて質疑がありました。

その結果、102項目を改善又は検討を要する事項とすることとした次第であります。

以下、主なものについて申し上げます。

一般会計及び特別会計決算に関しましては、農林部関係において、「国や市町村、関係機関と連携を密にし、高病原性鳥インフルエンザの予防及びまん延の防止に努め、発生した場合は発生農場及び周辺の移動制限等の対象となった農場に対して損失額の補填や農場再開に向けた支援を速やかに行うこと」、県土整備部関係において、「廃川敷地等の未利用地について積極的な処分を努めること」、警察本部関係において、「特殊詐欺の抑止に向けた対策として、AI等の活用、相談体制の整備や注意喚起のための広報の強化を図り、同時に検挙活動を強化すること」のほか、93項目を改善又は検討を要する事項としました。

公営企業会計決算に関しましては、企業局会計において、「事業運営における財政シミュレーションの実施に当たっては、昨今の電気料金の高騰や物価上昇の影響を適切に反映できるよう努めること」、流域下水道事業会計において、「下水道資源の有効活用を進めること」のほか、4項目を改善又は検討を要する事項としました。

次に、討論に入りましたところ、第106号議案及び第107号議案について、反対の立場から、「第106号議案については、県営住宅の平均応募倍率が高い状態であるのに多くの空き室があること、働き方改革を進める中でも月200時間以上の時間外勤務を行った県職員数がほとんど減っていないこと、法定外繰入れ解消を推し進めることなどにより国民健康保険税が引き上がった自治体が22あったこと、地域医療構想に基づき急性期病床を回復期病床に転換し

たこと、地域の理解を得ずに高校の統廃合を進めていること、パートナーシップ・ファミリーシップ宣言が検討されていないこと。次に、第107号議案については、水道用水について水道料金の引上げを行うシミュレーションしか示されていないこと、下水道料金の引上げにつながりかねない維持管理負担金の引上げが行われたこと。以上の理由から認定に反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、第106号議案及び第107号議案について採決いたしましたところ、いずれも多数をもって、認定すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

副委員長 美田 宗 亮



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「資源循環型社会づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉で企業へのマッチング支援等を行ったとのことだが、マッチング件数と具体的な事例について伺いたい」との質問に対し、「本年6月のセンター設置以降、11月末時点までで14件である。具体的な事例としては、バイオプラスチックを製造している企業と、緩衝材を環境配慮素材に変更したい企業とのマッチングを行った」との答弁がありました。

次に、「産業廃棄物処理業のステージアップについて、3S運動のトップランナー賞や各部門の最優

秀賞を受賞した事業者は、具体的にどのような取組を行っていたのか」との質問に対し、「トップランナー賞の受賞者については、ウェアラブルカメラを用いたりリモート見学会やAIロボット選別の導入など、DX推進の取組を高く評価した。各部門については、ユニークな人事評価の取組、チェックシートを活用した日々の清掃の見える化、業務のペーパーレス化などを評価した」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

副委員長 木下 博 信



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「情報技術の活用・DXの推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「第1期DX推進計画について、現在の達成率をどう評価しているのか。また、未達成の指標は、第2期DX推進計画にも位置付けるのか」との質問に対し、「達成率100%以上のKPIが約5割、90%以上を含めると7割を超えており、一定程度順調に進んでいると評価している。未達成の指標については、継続的に把握していく一方、DX分野は状

況の変化が早いことを踏まえ、場合によっては新たな指標に入れ替えるなど検討していく」との答弁がありました。

次に、「ペーパーレス化等により、旅費を約4億3,000万円、コピー用紙代・印刷費を約9,800万円削減したとのことだが、費用対効果はどうか。また、削減効果は、しっかり把握する必要があると考えるが、どうか」との質問に対し、「費用については、ペーパーレス化に必要なツールの導入で約9,500万円、運用費で年間約5億5,000万円である。効果としては、旅費とコピー用紙代・印刷費のほか、会場使用料も約2億3,800万円削減している。また、出張に要する時間なども減っており、人件費も含めると十分に費用対効果は出ていると考えている。今後は、初期投資や運用費、それによる削減効果をきちんと把握し、資料等に反映していく」との答弁がありました。

次に、「県民の利便性向上のため、国の制度設計が原因でデジタル化できていない市町村の申請手続を把握する必要があるのではないか。また、市町村に移譲している事務については、汎用性のあるシステムを構築するべきと考えるがどうか」との質問に対し、「県民にとって利便性の高いシステムを構築するには、県だけでなく、国や市町村への目配りも必要となるため、国や市町村の状況把握に努め、しっかり対応していく。また、汎用的なシステムが向くものとそうでないものを仕分けした上で、必要なものは汎用的な基盤を用意していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告



委員長 松澤 正

公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

今回は、「公社における改革の取組について」の審査対象公社として、「埼玉高速鉄道株式会社」、「公益社団法人埼玉県農林公社」及び「埼玉県土地開発公社」の審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、埼玉高速鉄道株式会社について、「東京メトロ南北線と直通運転を行っているが、どのような連携をしているのか。また、今後更なる連携強化が必要であると考えがどうか」との質問に対し、「東京メトロには車両の全般検査など大規模検査を依頼している一方、当社は一部車両の清掃業務を請け負うなど、相互に連携している。今後は、検査・修繕体制の充実を検討して協力関係の強化につなげていく」との答弁がありました。

次に、公益社団法人埼玉県農林公社について、「農地中間管理事業の転貸面積について、令和4年度は目標値を下回る実績となっている。令和5年度の目標達成に向けた取組はどうか」との質問に対し、「地域における話合いに参加するコーディネーターを2名増員したほか、9月には農業関係者を集めた研修会を開催した。また、11月には県と共同で、複数の首長と面会して事業の推進を依頼した。今後も行政や農業団体との連携を強化していく」との答弁がありました。

次に、埼玉県土地開発公社について、「県事業の推進を第一に考えるべきであるが、本県を発展させるためには国直轄事業の推進も重要であり、防災などの様々な観点からちゅうちょなく積極的に協力す

べきである。そのための体制は十分なのか」との質問に対し、「国直轄事業は県土づくりの骨格となるものであり、これまでも積極的に受託してきた。そのための体制づくりとして、令和4年度から職員を3名増員したほか、即戦力として県や市町村での用地事務経験者を期限付きで採用するなど、体制の強化を図っている。引き続き、業務量の増大に対しては、必要な体制を確保していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

副委員長 細田善則



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用及び新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」であります。今回は、「高齢者への支援について」及び「新型コロナウイルス感染症への対応状況」について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「特別養護老人ホーム等の入所待機の解消に対する取組と将来的な施設整備計画はどのようになっているのか」との質問に対し、「入所希望者数は前年に比べ減少しており、この要因は特別養護老人ホームの整備を計画的に進めたことが考えられる。老人福祉圏域ごとの入所希望者の動向、市町村が策定した介護サービス見込量の動向や市町村の意向な

ど地域の実情を踏まえて必要数を精査し、計画的に整備を進めていく」との答弁がありました。

次に、「本県の介護職員の離職率が全国平均より高い理由は何か。また、離職率を減少させるために取り組んでいることは何か」との質問に対し、「大都市圏は介護事業者数が多く、同業種間での転職者が一定数いることから、離職率が全国平均より高いと考える。また、入職後3年以内の離職者が多いため、実務経験3年未満の介護職員を対象とした研修や交流会を実施するなど、法人や施設の垣根を超えた交流、情報交換の場を提供し、定着率の向上、離職率の減少に努めている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用及び新型コロナウイルス感染症に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

副委員長 権守幸男



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「中小企業の振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「商店街への支援について、ポイントカードのデジタル化等による顧客データ分析などのDXの推進はどのような内容なのか。また、データ分析の活用に関する支援も行っているのか」との質問に

対し、「ポイントカードのデジタル化のほか、デジタル商品券、歩数に応じてポイントが貯まる健康アプリの導入など5件の支援を行った。デジタル化に伴い、ターゲットを絞った販売やプッシュ型の広報が可能となり、既存客の来店頻度向上や新規顧客の開拓を目指す取組になっている。データ分析の活用については、補助事業の実施後もヒアリングを行い、課題がある場合には、専門家を派遣しサポートを行っていく」との答弁がありました。

次に、「本委員会で視察した中小企業では、ロボットの導入や従業員のリスクリングなどを行うことでDXを推進し、大きく生産性を向上させていた。このように、ものづくりの現場でもDXの推進が必要であり、更に踏み込んだ支援が必要であると考えますが、どのような支援を行っていくのか」との質問に対し、「ものづくりの現場も含め企業のDXの推進には、経営層に対して意識啓発を図ることが必要だと考えている。IT活用の効果を知るための基礎講座や、自社のデジタル化に向けたロードマップを作成・実行するための伴走型支援まで行う実践的な講座があり、今年度は、200名を超す経営層の方に参加いただいている。社内でDXを牽引していく人材を養成し、中小企業の実産性向上につなげていく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 萩原 一 寿



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「消防力の充実・強化について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「本県においても、消防団員数の減少が顕著であるが、団員数が充足している地域ではどのような取組を行っているのか」との質問に対し、「例えば、大学がある市町村では、大学と連携し、体育会の部員に、特定の活動に絞った取組を行う機能別団員となっただき、卒業の際には後輩に引き継いでいただくなど、継続的に定員の充足を図っている。また、企業との連携も考えられるため、このような事例等を各市町村と情報共有し、有効な取組につなげていきたい」との答弁がありました。

また、「防災ヘリコプターの運航について、過去に隊員の尊い命が奪われた事故が発生しているが、県民の命を救うためには隊員の安全を確保することは非常に重要であり、そのための安全対策にしっかりと取り組んでいくべきと考えるがどうか」との質問に対し、「後部ローターの接触により墜落事故となった教訓を踏まえ、後方確認を行う人員を配置したほか、訓練体制を充実させてきた。県民はもちろん、隊員の命を守ることも大変重要であるため、今後もしっかりと対応していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告



副委員長 吉 良 英 敏

人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「スポーツの振興について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「市民体育祭がスポーツフェスティバルになるなど、どの市町村でもスポーツの大会が競技性のあるものから多くの人々が親しめるものになる今、パラスポーツを県全体で推進するチャンスである。広域自治体としてこれをどのように捉え、進めていくのか」との質問に対し、「例えば、ボッチャ競技について、先日開催した大会に多くのチームが参加したほか、用具の貸出しが増加していることなどから、パラスポーツの機運が高まっているように思う。今後、スポーツ推進委員の力も借りながら、県が旗振り役となって、市町村に横展開してパラスポーツを広められるような仕組みづくりを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、「パラスポーツの所管が、令和4年度に福祉部から県民生活部が変わった目的、経緯とその効果について伺いたい」との質問に対し、「健常者と障害者のスポーツを一元化して盛り上げることを目指していた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの一つとして、所管を一元化した。これにより、アスリート支援の方法や支援団体の組織、体制の違い、民間事業者のパラスポーツへの意欲の高さなどが分かり、これらを施策の中に生かしていることが、効果として考えられる」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、

「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。